

「デジタル市場競争会議の開催について」の一部改正について 新旧対照表  
 デジタル市場競争会議の開催について（令和元年9月27日デジタル市場競争本部決定）（抄）

（下線部は改正箇所）

改 正 案	現 行
<p>1. (略)</p> <p>2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。</p> <p>議 長 内閣官房長官                      副議長 経済再生担当大臣                      構成員 <u>サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する国務大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、個人情報保護委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、デジタル大臣、総務大臣、経済産業大臣及び議長が指名する国務大臣並びに公正取引委員会委員長並びにデジタル市場に関し優れた識見を有する者のうちから議長が指名する者</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>3. 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房デジタル市場競争本部事務局において処理する。</u></p> <p><u>4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項</u></p>	<p>1. (略)</p> <p>2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。</p> <p>議 長 内閣官房長官                      副議長 経済再生担当大臣                      構成員 公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、総務大臣、経済産業大臣及び議長が指名する国務大臣並びに公正取引委員会委員長並びにデジタル市場に関し優れた識見を有する者のうちから議長が指名する者</p> <p><u>3. 議長は、未来投資会議議員の代表者をオブザーバーとして出席を求めることができる。</u></p> <p><u>4. 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房デジタル市場競争本部事務局において処理する。</u></p> <p><u>5. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項</u></p>

は、議長が定める。

は、議長が定める。